

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」 に基づく生産方式革新実施計画の認定について

沖縄総合事務局では、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、事業者から申請された生産方式革新実施計画の認定を行いました。

1. 趣旨

スマート農業技術活用促進法では、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）を認定し、認定を受けた農業者等は、金融・税制等の支援措置を受けることができます。

今回、沖縄県内の農業者から申請のあった生産方式革新実施計画について、同法第7条第5項に基づき内容を審査した結果、要件を満たすものと認められることから、認定を行いました。

2. 認定された生産方式革新実施計画の概要

申請者：株式会社おきなわアオイファーム

所在地：沖縄県宮古島市

品目：かんしょ

取組概要：自動操舵システムの導入と機械の作業効率を高める枕地の確保により、機械操作スキルの個人差をなくし畝幅を均一にすることで、畝立から中間管理に係る作業効率を向上し、栽培管理の改善と経営面積の拡大により労働生産性の向上を図る。

添付資料：生産方式革新実施計画の概要（株式会社おきなわアオイファーム）

〔お問合せ先〕

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課

担当者：比嘉（教太）、島袋（大）

電話：098-866-1653（直通）

かんしょの畝立て及び管理作業を効率化する自動操舵システムの導入と、枕地の確保による機械の作業効率の向上で収益性アップ

経営上の課題

・沖縄県宮古島市でかんしょを生産している株式会社おきなわアオイファームでは、畝立てから収穫までの作業の一部を機械化し省力化に取り組んでいる。しかしながら、従業員の機械操作スキルにばらつきがあり、品質の低下や収量の減少をまねている。



・このため、自動操舵システムを導入することで、畝立て（耕起、整地）から中間管理（施肥、防除）に係る作業精度の向上と作業の効率化を図るとともに、自動操舵システムを装着したトラクターの旋回のための枕地を確保することで作業効率を向上し、栽培管理の改善と経営面積の拡大により、労働生産性の向上を図る。

申請者：

株式会社おきなわアオイファーム（沖縄県宮古島市）

対象品目：

かんしょ

スマート農業技術：

既存トラクターに装着する自動操舵システムを導入することで、畝立て（耕起・整地）から中間管理（施肥・防除）に係る作業精度を高め、作業の効率化を図る。

新たな生産方式：

自動操舵システムを装着したトラクターの旋回のための枕地を確保することで、機械の作業効率を高める。

活用を計画している支援措置：

補助事業の優遇措置

株式会社 おきなわアオイファーム

労働生産性の向上

自動操舵システム （既存トラクターへの装着）

畝立て、中間管理作業の効率化



画像©ヤンマーアグリ株式会社



自動操舵システムを装着したトラクターの 旋回のための枕地の確保

作業効率の向上

労働生産性の向上効果の増大